

平成二十九年国土交通省令第六十二号

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の規定に基づく立入検査をする船員労務官の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）を実施するため、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の規定に基づく立入検査をする船員労務官の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令を次のように定める。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（以下「法」という。）第三十五条第二項において準用する法第十三条第二項の身分を示す証明書（法第四百四条第一項に規定する報告徴収等のみを担当する船員労務官の身分を示す証明書に限る。）の様式は、次のとおりとする。

様式	第1面	(縦5cm 横8.5cm)
第1面		
第 号		
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律 第三十五条第二項において準用する同法第十三条第二項の規定による立入検査証 (同法第四百四条第一項に規定する報告徴収等のみを担当する船員労務官の身分を示す書類に限る。)		
姓		
年 月 日 生		
年 月 日 交付		
印		
第2面		
外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律様式 (報告徴収等)		
第13条 (第1項) 2 前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該主務大臣の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 (報告徴収等)		
第14条 主務大臣は、この面の規定を実施するために必要な根拠において、国体監理型技能実習関係者（監理団体等又は国体監理型実習実施者若しくは国体監理型実習関係者の役員若しくは職員をいう。以下この項において同じ。）若しくは国体監理型技能実習関係者の役員若しくは職員（以下この項において「役員」という。）若しくは役員等であった者（以下この項において「役員等」という。）に対し、報告若しくは報告書等の提出若しくは提示を命じ、若しくは国体監理型技能実習関係者若しくは役員等若しくは役員等に対する出頭を求め、又は当該主務大臣の職員に関係者に対して質問させ、若しくは国体監理型技能実習関係者に係る事業所その他の国体監理型技能実習に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは設備書類その他の物件を検査させることができる。 2 第13条第2項の規定は前項の規定による質問又は立入検査について、同条第3項の規定は前項の規定による権限について、それぞれ準用する。		
第15条 (許可の取消し等) 第27条 主務大臣は、監理団体が次の各号のいずれかに該当するときは、監理許可を取り消すことができる。 一 この法律の規定若しくは出入国若しくは労働に関する法律の規定であつて政令で定めるもの又はこれらの規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。 二 出入又は労働に関する法令に違反したとき若しくは不当な行為をしたとき。 三 監理責任者の選定等。 (報告徴収等)		
第16条 監理団体は、国体監理型技能実習実施者若しくは国体監理型技能実習に關し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しないよう、監理責任者をして、必要な指導を行わせなければならない。 4 監理責任者の選定等若しくは国体監理型技能実習に關し労働基準法、労働安全衛生法その他の労働に関する法令に違反しているを認めるときは、監理責任者をして、是正のための必要な指示を行わせるなければならない。 5 監理団体は、前項に規定する指示を行ったときは、速やかに、その旨を関係行政機関に通知しなければならない。 第17条 主務大臣は、政令で定めるところにより、第三十五条第一項の規定による報告の徴収、報告書等の提出若しくは提示の命令、出頭の命令、質問又は立入検査（第四十条第三項から第五項までの規定を施行するために行うものに限る。）の執行又は実施において（報告徴収等）若しくは、関係者の一部を国に立入検査に執行することができる。 2 5 (第1項)		
第1面		
(職務の行使) 第105条 主務大臣は、報告徴収等に関する事務について、第三十五条第一項に規定する当該主務大臣の職員の職務を労働基準監督官に行わせることができる。 2 国土交通大臣は、主務大臣の権限が前条第1項の規定により国土交通大臣に委任された場合には、報告徴収等に関する事務について、第三十五条第一項に規定する当該主務大臣の職員の職務を船員労務官に行わせることができる。 第112条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。 一 第三十三条第一項又は第三十五条第一項の規定による報告若しくは報告書等の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の報告書等の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者 二 一 (第1項)		
第113条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第108条、第109条、第110条（第4条に係る部分に限る。）、第111条及び前条（第12号を除く。）の規定を犯したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。		

附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十九年十一月一日）から施行する。